

山口県広報広聴課所管広報誌「ふれあい山口」広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、山口県（以下「県」という。）広報広聴課が所管する広報誌「ふれあい山口」（以下「広報誌」という。）に掲載する広告の取扱について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、宣伝活動の目的で、広報誌に掲載される文字又は画像で構成された情報で、紙に印刷可能なものをいう。

2 前項を除き、この要領で使用する用語の定義は、要綱及び山口県広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載の基準については、要綱第3条及び基準第4条の規定を適用する。

(広告掲載の規制業種又は事業者)

第4条 基準第3条に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

2 掲載する広告の表示内容については、基準第5条に基づくものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格等は、次のとおりとする。

| 掲載位置 | 規格（1枠の大きさ） | 色 | 広告枠数 |
|-----------|----------------|-------|------|
| 裏表紙下段 | 横18.0cm×縦6.3cm | フルカラー | 2枠 |
| 裏表紙の裏面の下段 | 横18.0cm×縦5.0cm | モノクロ | 1枠 |

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、別途定めるものとする。

(広告の募集方法)

第7条 広報誌への広告を掲載する者の募集は、県が行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第8条 広報誌への広告掲載を希望する者は、県広報誌「ふれあい山口」広告掲載申込書（様式第1号）を県に提出するものとする。

2 県は、前項の規定による掲載の申込みがあった場合で必要と認めるときは、掲載希望者に対し、広告の掲載に必要な範囲で資料の提出を求めることができる。

(広告主及び広告掲載の決定及び通知)

第9条 県は、前条の規定による申込みがあったときは、次の各号により、広告主及び広告掲載の可否を決定する。

(1) 広告主は、基準第3条に基づき決定する。ただし、広告主の決定の順序は要項で定めるものとする。

(2) 広告掲載は、要綱第10条の規定に定める山口県広告審査会（以下「審査会」という。）による広告内容等の審査を経て、決定する。

2 県は、前項の規定により広告主及び広告掲載の可否を決定したときは、その結果を速やかに、県広報誌「ふれあい山口」広告掲載決定通知書（様式第2号）により、広告掲載希望者に対して通知するものとする。

（契約の締結）

第10条 県は、前条の規定により広告主を決定したときは、広告主と県広報誌「ふれあい山口」への広告掲載に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

（広告料の納付）

第11条 第9条第2項により広告掲載決定の通知を受けた広告主は、広告料を県が指定する期日までに、県が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

（広告原稿の作成）

第12条 広告原稿は、広告主が作成するものとし、第9条の規定により広告掲載の決定を受けた場合、印刷用の完全原稿を作成し、県に提出しなければならない。なお、広告原稿の提出は、電子メール又はCD-R等の記録媒体により行うこととする。

2 前項の規定による広告原稿及び完全原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 完全原稿の提出期限及び提出方法は、県が別に指示する。

（広告内容の変更）

第13条 広告主は、広報誌の発行1回単位で広告内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告内容等を変更しようとする場合は、県が指定する期日までに、県広報誌「ふれあい山口」広告掲載変更承認願（様式第3号）を提出するものとする。

3 県は、掲載の可否について審査会で審査を受け、その結果を、県広報誌「ふれあい山口」広告掲載承認（不承認）通知書（様式第4号）により、広告主に通知するものとする。

4 県は、前項の審査において、広告の内容等が要綱及び基準に反すると判断したときは、広告主に対し、広告の内容等の修正を指示するものとする。

5 広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

6 広告原稿の作成については、前条の規定を準用する。

（掲載の中止等）

第14条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は契約を解除することができる。

(1) 指定する期日までに広告料が納入されないとき

(2) 広告主又は広告の内容が要綱及び基準に反したとき

(3) 指定する期日までに掲載する広告原稿の提出がないとき

(4) 前条第5項の規定による広告内容等の修正等を広告主が行わないとき

- (5) 広告主が、書面により広告掲載の取下げを申し出たとき
 - (6) 県の業務上、やむを得ない事由が生じたとき
- 2 県は、前項の規定により広告の掲載を中止又は契約を解除した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告料の還付)

第15条 既納の広告料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰すべき理由がなく、県が掲載すべき広告を掲載しなかった場合には、掲載しなかった広告の金額を還付することとするが、当該還付する金額については、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。

(県WEBページへの掲載)

第17条 県は広報誌を発行後、HTML版及びPDF版にして県WEBページへ掲出することとしているが、当該広告部分についてはHTML版及びPDF版ともに削除する。

(協議)

第18条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年2月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月9日から施行し、平成24年7月号の広報誌に掲載する広告から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月7日から施行する。

様式第 1 号

県広報誌「ふれあい山口」広告掲載申込書

年 月 日

山口県知事 様

申込者 郵便番号
住所（所在地）
名称
代表者職・氏名
(電話 局 番)

下記のとおり、「ふれあい山口」へ広告を掲載したいので申し込みます。

| | | |
|----------|------------|--|
| 広告掲載の希望等 | 希望掲載号 | |
| | 広告枠 | ・裏表紙 <input type="checkbox"/> 1 枠（横 18.0cm×縦 6.3cm） <input type="checkbox"/> 2 枠（横 18.0cm×縦 13.0cm） ・裏表紙の裏面 <input type="checkbox"/> 1 枠（横 18.0cm×縦 5.0cm） |
| | 広告の内容 | 別添のとおり |
| | 広告掲載料（税込） | _____ 円(税込) |
| 申込者 | 所在地(結果送付先) | |
| | 業種 | |
| | 担当部署 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | メールアドレス | |

添付書類

- (1) 広告主の業種及び事業内容がわかるもの（会社概要、パンフレット等）
- (2) 掲載希望の図案等が分かるもの（図案の様式は自由）

様式第2号

広報広聴第 号
年(年) 月 日

様

山口県知事

県広報誌「ふれあい山口」広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった「ふれあい山口」への広告掲載について、下記のとおり掲載（する・しない）ことに決定したので通知します。

記

- 1 掲載号
年 月号
- 2 広告枠
- 3 広告の内容
別添のとおり
- 4 広告掲載料
- 5 その他
- 6 掲載しない場合の理由

様式第3号

年 月 日

県広報誌「ふれあい山口」広告掲載変更承認願

山口県知事 様

申込者 郵便番号
住所（所在地）
名称
代表者職・氏名
(電話 局 番)

県広報誌「ふれあい山口」の広告掲載内容を下記のとおり変更したいので、下記のとおり承認をお願いします。

記

- 1 掲載号
年 月号
- 2 広告枠
- 3 変更する広告内容
別添のとおり
※広告原稿は電子メール又はCD-R等の記録媒体で提出のこと。
- 4 その他

様式第 4 号

広報広聴第 号
年(年) 月 日

様

山口県知事

県広報誌「ふれあい山口」広告掲載承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更承認願のあった県広報誌「ふれあい山口」への
の広告掲載について、下記のとおり承認（不承認）したので通知します。

記

- 1 掲載号
年 月号
- 2 広告枠
- 3 広告の内容
別添のとおり
- 4 不承認の理由